

議案第33号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成27年 2月24日

つくば市長 市 原 健 一

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(つくば市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)

第1条 つくば市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和62年つくば市条例第19号)は、廃止する。

(つくば市職員定数条例の一部改正)

第2条 つくば市職員定数条例(昭和62年つくば市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長及び6箇月」を「6か月」に改める。

(つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和62年つくば市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び副市長」を「,副市長及び教育長」に改める。

別表中

教育委員会の委員	委員長	月額 74,000円	副市長
	委員	月額 63,000円	

教育委員会の委員	月額 63,000円	副市長
----------	------------	-----

改める。

(つくば市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第4条 つくば市特別職報酬等審議会条例(昭和62年つくば市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副市長」を「,副市長及び教育長」に改める。

第2条中「若しくは副市長」を「,副市長若しくは教育長」に改める。

(つくば市常勤特別職給与条例の一部改正)

第5条 つくば市常勤特別職給与条例(昭和63年つくば市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を第4号とし,第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育長

第4条中「4級」を「3級」に改める。

別表副市長の項の次に次のように加える。

教育長	680,000円
-----	----------

(つくば市職員旅費条例の一部改正)

第6条 つくば市職員旅費条例(平成元年つくば市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表公営企業管理者の項中「公営企業管理者」を「教育長及び公営企業管理者」に改める。

別表第2の1の表及び2の表市長、副市長及び公営企業管理者の項中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(つくば市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第7条 つくば市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(平成21年つくば市条例第44号)の一部を次のように改正する。

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

(つくば市教育委員会教育長の給料の特例に関する条例の一部改正)

第8条 つくば市教育委員会教育長の給料の特例に関する条例(平成25年つくば市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「つくば市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和62年11月30日条例第19号)第2条第2項の」を「つくば市常勤特別職給与条例(昭和63年つくば市条例第3号)第3条に規定する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下この項において「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育委員会の教育長(以下「旧教育長」という。)が改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間(次項において「旧教育長の在職期間」という。)は、旧教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、なお従前の例による。

3 旧教育長の在職期間においては、第2条の規定による改正後のつくば市職員定数条例第1条の規定、第3条の規定による改正後のつくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第3条及び別表の規定、第4条の規定による改正後のつくば市特別職報酬等審議会条例第1条及び第2条の規定、第5条の規定による改正後のつくば市常勤特別職給与条例第1条及び別表の規定、第6条の規定による改正後のつくば市職員旅費条例別表第1及び別表第2の規定並びに第8条の規定による改正後のつくば市教育委員会教育長の給料の特例に関する条例第2条第1項の規定は適用せず、第1条の規定による廃止前のつくば市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定、第2条の規定による改正前のつくば市職員定数条例第1条の規定、第3条の規定による改正前のつくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第3条及び別表の規定、第4条の規定による改正前のつくば市特別職報酬等審議会条例第1条及び第2条の規定、第5条の規定による改正前のつくば市常勤特別職給与条例第1条及び別表の規定、第6条の規定による改正前のつくば市職員旅費条例別表第1及び別表第2の規定並びに第8条の規定による改正前のつくば市教育委員会教育長の給料の特例に関する条例第2条第1項の規定は、なおその効力を有する。